

個人番号提供書

年 月 日

群馬県知事 あて
(市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長)

提供者 県営住宅 棟 号

氏 名

生年月日

次に掲げる手続に関する事務の処理に関して個人番号の提供を求められたため、この求めに応じ、下記のとおり入居者（入居の申込みをした者を含む。以下同じ。）及び同居者（同居しようとする者又は同居させようとする者を含む。以下同じ。）の個人番号を提供します。

1	入居の申込み	10	家賃若しくは金銭若しくは敷金の減免の申請
2	入居の完了の届出	11	家賃若しくは金銭若しくは敷金の徴収猶予の申請
3	有効期間の延長の申請	12	敷金の徴収
4	同居の承認の申請	13	明渡しの請求
5	入居者の地位の承継の承認の申請	14	明渡しの期限の延長の申出
6	県営住宅の変更の許可の申請	15	高額所得者に対する家賃の決定又は金銭の徴収
7	収入の申告	16	住宅のあっせん等
8	収入申告等困難者の収入の把握	17	収入状況の報告の請求等
9	収入の額の再認定の請求	18	変更又は異動の届出

記

	氏 名	続柄	個人番号（12ケタ）											
入居者		本人 (名義人)												

※同居者がいる方は、引き続き、裏面の御記載をお願いします。

	氏 名	続柄	個人番号（12ケタ）											
同居者														
同居者														
同居者														
同居者														
同居者														
同居者														
同居者														
同居者														
同居者														
同居者														

備考

- 1 同居者の個人番号は、入居者が当該同居者から提供を受けること。
- 2 個人番号を提供する者の数が記載欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

地方税関係情報の取得に関する同意書

年 月 日

群馬県知事 あて
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

下記の者は、群馬県県営住宅管理条例第7条第1項、第15条第1項又は第16条第1項に基づく事務
手続を処理するために限って該当年度の地方税関係情報について取得することに同意します。
なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

記

同意者	申請者との続柄		
	氏 名		
	住 所		
同意者	申請者との続柄		
	氏 名		
	住 所		☐ 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄		
	氏 名		
	住 所		☐ 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄		
	氏 名		
	住 所		☐ 申請者と同じ

同意者	申請者との続柄		
	氏 名		
	住 所		☐ 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄		
	氏 名		
	住 所		☐ 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄		
	氏 名		
	住 所		☐ 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄		
	氏 名		
	住 所		☐ 申請者と同じ

備考

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

基準日における住所地確認書

地方税関係情報を照会すべき自治体を特定するために必要ですので、地方税関係情報の取得に同意された方は、以下に【令和6年1月1日】時点での住所地をご記入ください。

氏 名	住 所 地（市町村名まで）	
記入例 群馬 太郎	群馬県太田市	☐ 入居申込書の住所と同じ
		☐ 入居申込書の住所と同じ
		☐ 入居申込書の住所と同じ
		☐ 入居申込書の住所と同じ
		☐ 入居申込書の住所と同じ
		☐ 入居申込書の住所と同じ
		☐ 入居申込書の住所と同じ
		☐ 入居申込書の住所と同じ
		☐ 入居申込書の住所と同じ

特定個人情報の利用等に関する申出書

年 月 日

群馬県知事 あて
（市町村長又は群馬県住宅供給公社の理事長）

県営住宅 棟 号

氏 名

次の事務手続において、下記のとおり群馬県（市町村又は群馬県住宅供給公社）が入居者（入居の申込みをした者を含む。以下同じ。）及び同居者（同居しようとする者又は同居させようとする者を含む。以下同じ。）の特定個人情報を利用し、又は提供を受けることを申し出ます。また、次の事務手続を処理するために必要なときに限って、その他の特定個人情報についても利用し、又は提供を受けることに同意します。

事務手続名	入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務手続
-------	----------------------------

記

	氏 名	続柄	群馬県が利用等する情報	
			↓該当する情報の□にレ点をつけてください。	
入居者		本人	☐	身体障害者手帳関係情報
			☐	精神障害者手帳関係情報
			☐	療育手帳関係情報
			☐	戦傷病者手帳関係情報
			☐	生活保護実施関係情報
同居者			☐	身体障害者手帳関係情報
			☐	精神障害者手帳関係情報
			☐	療育手帳関係情報
			☐	戦傷病者手帳関係情報
			☐	生活保護実施関係情報

	氏 名	続柄	群馬県が利用等する情報	
			↓該当する情報の□にレ点をつけてください。	
同居者			☐	身体障害者手帳関係情報
			☐	精神障害者手帳関係情報
			☐	療育手帳関係情報
			☐	戦傷病者手帳関係情報
			☐	生活保護実施関係情報
同居者			☐	身体障害者手帳関係情報
			☐	精神障害者手帳関係情報
			☐	療育手帳関係情報
			☐	戦傷病者手帳関係情報
			☐	生活保護実施関係情報
同居者			☐	身体障害者手帳関係情報
			☐	精神障害者手帳関係情報
			☐	療育手帳関係情報
			☐	戦傷病者手帳関係情報
			☐	生活保護実施関係情報
同居者			☐	身体障害者手帳関係情報
			☐	精神障害者手帳関係情報
			☐	療育手帳関係情報
			☐	戦傷病者手帳関係情報
			☐	生活保護実施関係情報

備考 申出をする者の数が記載欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

注 1 身体障害者手帳関係情報とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報をいう。

2 精神障害者手帳関係情報とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報をいう。

3 療育手帳関係情報とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報並びに知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの判定に関する情報をいう。

4 戦傷病者手帳関係情報とは、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の戦傷病者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報をいう。

5 生活保護実施関係情報とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。